

山下太郎学術研究奨励賞実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人山下太郎顕彰育英会定款第56条の規定に基づき、山下太郎学術研究奨励賞の授与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(受賞候補者の資格)

第2条 山下太郎学術研究奨励賞の受賞候補者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 秋田県出身又は秋田県内の研究機関等に所属する者
- (2) 受賞年度の4月1日において満40歳未満である者
- (3) その専攻する学術分野において独創的な優れた業績をあげ、原則として最近5年間に専門の学術研究誌等に発表し、又は権威ある展覧会、発表会等において入賞、入選等の実績を有する者

(受賞候補者の推薦)

第3条 受賞候補者の所属する学会、協会、又は研究機関等の代表者は、前条に該当する候補者を所定の推薦書(様式第2号)により理事長に推薦することができる。

(応募方法)

第4条 応募申請者は、前条の規定による推薦書のほか、所定の申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の略歴(様式第3号)
- (2) 対象となる研究業績の概要2000字以内(様式第4号)
- (3) 対象となる研究業績の特色、独創的な点2000字以内(様式第5号)
- (4) 発表された研究業績のリスト(様式第6号)
- (5) 対象論文等の別刷り(2報以内、コピーでも可)、又は入賞、入選の掲載誌コピー、作品等の写真
- (6) 今後の研究計画と本研究の位置づけ1000字以内(様式第7号)
- (7) 前6号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、選考委員会による選考結果の答申を受けて、理事会において決定する。

- 2 前項に規定する選考委員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 選考委員には、職務遂行の対価として、1日あたり5千円を超えない範囲で日当を支給することができる。

- 4 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 前2項に関して必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に準じて行う。

(受賞人数及び授与)

第6条 受賞人数は3人以内とし、受賞者には1人につき表彰状及び金100万円以内の副賞を授与する。

- 2 前項に規定する授与は、山下太郎学術研究奨励賞・山下太郎海外派遣研究助成・山下太郎地域文化奨励賞授与式において行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

一般財団法人への移行に伴い、旧規程を一部改正(平成25年10月31日)し、新たに制定する。

附 則

改正後のこの規程は、令和元年10月1日から施行する。